

令和6年5月7日

令和6年能登半島地震で被災された方のための 「災害合同相談所」を開設します

◇ 石川行政評価事務所（所長：野田^{のだ} 巖^{いわお}）では、令和6年能登半島地震で被災された方のために、国の行政機関や弁護士、税理士、建築士等が合同で相談を受け付ける「災害合同相談所」を、**珠洲市**で開設します。

※ 珠洲市での「災害合同相談所」の開設は初めて

【相談所の概要】

○ 日 時：5月12日（日） 12時30分～15時30分

○ 場 所：珠洲商工会議所（珠洲市飯田町1-1-9）

※詳細は別添チラシ参照

「災害合同相談所」では、被災した家の修理方法や住宅ローン、税金の減免制度や各種支援制度に関する相談のほか、公費解体に必要な所有者の同意がとれず困っている、家屋の倒壊による隣家とのトラブルで困っているなどの困りごとを“ワンストップ”で受け付けます。

また、被災した車の永久抹消登録も受け付けます。



【行政苦情 110 番全国統一番号】

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおぼん
0570-090-110

照会先：総務省 石川行政評価事務所
行政相談課 高宮、藤井
電 話：076（222）5241

まぐみ石川



総務省行政相談センター



総務省

珠洲市

相談無料
秘密厳守

災害合同相談所

能登半島地震で被災された方からの
ご相談を専門家がお受けします！

日時

5月12日(日)

12:30~15:30

※予約不要。混雑時は開始時間前に整理券を配布

場所

珠洲商工会議所

2階 大ホール

(珠洲市飯田町1-1-9)



相談員

運輸局・軽自動車検査協会

住宅金融支援機構 弁護士 税理士

行政書士 建築士 行政相談委員 行政評価局

被災車の永久抹消登録の
出張受付あり

このようなお困りことなどはありませんか？

- 住宅を修理すべきか、解体すべきか迷っている
- 隣家が倒壊して自宅に被害を受けたがどうしたらいいか
- 利用できる支援制度について教えてほしい

行政相談マスコット
キクーン



裏面も
ご覧ください

お問い合わせ

▼ 総務省 石川行政評価事務所

☎076-222-5232 (受付時間：平日 8時30分~17時15分)

石川県・珠洲市・総務省石川行政評価事務所

各専門家がご相談に応じます！

相談事例の一部を紹介しています。記載以外の相談も幅広く受け付けています。

We receive your inquiry, complaint, opinion or request regarding a wide range of administrative affairs, including the procedure for obtaining Japanese nationality, filing a lawsuit and so on.



- ・被災したが、何をしたらいいか分からない
- ・被災した車に関する手続きについて教えてほしい
- ・くらしや住宅の修理に関する支援制度を知りたい

住まい



- ・公費解体のために所有者の同意がとれず困っている
- ・被災した住宅に住み続けていいか悩んでいる
- ・住宅の修理方法や耐震化について教えてほしい

お金



- ・住宅ローンの免除や減額について相談したい
- ・住宅の建設、購入や補修の融資について相談したい
- ・住宅や家財が被災したが、所得控除は受けられるか
- ・相続税や自動車税などが、減免されるか知りたい

ご来場に当たってのご案内

先着順でご案内しますので、直接会場へお越しください。
相談時間は原則30分、混雑時は短縮する場合があります。

お車でお越しの方は、会場併設の駐車場をご利用ください。

各相談において、より詳しいご案内ができるよう、**参考資料**
(**家屋の写真**、本人確認書類(**運転免許証**等)、自動車登録番号(**ナンバー**)
または、**車台番号**がわかるもの等)がある場合は、ご持参ください。

発熱等の症状がある場合には、来場をお控えください。
感染症の状況等により、相談会を中止する場合があります。

当日は多言語翻訳アプリを用意しています。

We are equipped with Multilingual Translating Application for your counseling.

～ 相談会へお越しになれない方へ ～

総務省では、被災された方のための**災害専用フリーダイヤル**も開設しています。

 **0120-776-110** (受付時間：8時30分～17時15分)

